

## 平成30年度あおもりインターンシップ推進業務に係る 企画提案募集要項

この要項は、青森県（以下「県」という。）が将来県内企業への就職を考える学生及び県内企業等に向けたインターンシップ推進業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

主に就職活動前の学生の県内企業へのインターンシップの受入を推進し、県内企業への理解を深めることにより、卒業後の県内就職・定着の促進を図る

### 2 業務名

平成30年度あおもりインターンシップ推進業務

### 3 業務の概要

- (1) インターンシップ総合窓口の設置・運営
- (2) インターンシップマッチング会の実施
- (3) 県内企業を対象としたインターンシップ受入力・採用力向上研修の実施  
詳細は、別添仕様書のとおり

### 4 委託期間

委託契約日から平成31年3月31日までとする。

### 5 委託料

上限額12,493千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）  
実際の契約額は、企画提案内容等に基づき決定する。

### 6 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

- (1) これまでに、学生へのインターンシップ参加支援、企業の受入力研修等の企画実施した実績を有し、本業務について十分な業務遂行能力があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (4) 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

- (5) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

## 7 応募書類

- (1) 企画提案提出書（様式1及び付表）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 経費積算書（様式3）  
契約予定額の上限額以内で見積もり、積算内訳（単価、数量）がわかるように作成すること。
- (4) その他企画提案を説明するのに必要な書類
- (5) 団体の概要がわかるもの（会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績がわかる資料）
- (6) 会社については商業登記簿の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写し、またはこれらの事項を証明するもの
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（最近2事業年度分）
- (8) 会計事務に関する規程等（団体における旅費の支給や物品の購入に関する取扱いが盛り込まれているもの）
- (9) 個人情報取扱いに関する方針、規程等
- (10) 危機管理体制に関する方針、規程等
- (11) 提出部数  
5部（正本1部、副本4部）
- (12) 留意事項
  - ①企画提案は一法人につき1提案とする。
  - ②提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
  - ③提出された書類の内容を変更することはできない。
  - ④必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
  - ⑤提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。
  - ⑥提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・A4サイズ）を提出すること。

## 8 募集期間及び応募方法

- (1) 募集期間  
平成30年5月16日（水）～平成30年6月5日（火）
- (2) 応募方法  
前記7応募書類を、下記担当あて直接持参するか郵送すること。また、直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。  
なお、FAXや電子メールでの応募は受け付けない。

(3) 提出期限

平成30年6月5日(火) 17時必着

(4) 問い合わせ及び書類提出先

青森県商工労働部労政・能力開発課就業支援グループ(県庁南棟4階)

住所: 〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電話: 017-734-9398

FAX: 017-734-8117

E-mail: roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

## 9 応募に関する質問

(1) 質問受付期間

平成30年5月16日(水) から平成30年5月23日(水) 17時まで

(2) 質問方法

質問は、質問書(様式4)に記入の上、上記「8 問い合わせ・書類提出先」あてFAX又は電子メールで提出すること。原則、口頭(電話を含む。)による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてにFAX又は電子メールで回答するほか、県のホームページに掲載する。

なお、質問内容が質問書を提出した者固有の内容に係る場合は、県のホームページに掲載しない。

## 10 事業実施候補者の選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

① 企画提案された内容についてプレゼンテーションを実施する。

② 実施日は平成30年6月8日(金)を予定。時間及び場所等、詳細については別途連絡する。

③ プレゼンテーションは、事前に提出された資料についてのみとし、追加資料の配布は認められない。

④ 応募者多数の場合、企画提案書による書面審査を実施し、プレゼンテーションを行う者を決定する。

(2) 選考基準

① 実施体制と管理体制

② 経費の妥当性

③ インターンシップ総合窓口の設置・運営方法

④ インターンシップマッチング会における出展企業の募集方法、大学生等に対する周知・集客

⑤ 受入力等向上研修の内容、参加企業の募集方法、実施方法等

⑥ 事業のスケジュール

⑦ 過去の実績

## ⑧ その他

### 1 1 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

### 1 2 委託契約の締結及び権利の帰属

- ① 委託契約の締結にあたっては、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約による委託契約を締結する。
- ② 地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結する。
- ③ 本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受託者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

### 1 3 留意事項

- (1) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (3) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (4) 事業の受託により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務がある。
- (5) 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）等を遵守すること。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定する。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について書面により知事の承認を得たときは可能とする。

### 1 4 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場合がある。